

I. 理念、目的、目標、方針

1. 建学の理念

本学園設立準備委員会設立(1972.9)後、初代学長の大野精七(学長在任:1974.4~1977.6)は、設立決議(1972.10.2)において、教育本来の理想を知育、徳育、体育の合一的実現とし、「知、徳、体、三位一体の全人格を賦活し、ますます多様化する国際社会の中で信頼できる有能な人材を送り出し、後世に誇り得る学園を完成したい。」と建学の抱負を述べ、薬学部を筆頭として1974年に医科系総合大学を目指して本学を設立した。現在では、薬学部、歯学部、看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部及び各大学院、並びに歯学部附属歯科衛生士専門学校を有する医療系総合大学として名実ともに新医療人育成の北の拠点へと成長している。

建学の理念

知育・徳育・体育 三位一体による医療人としての全人格の完成

「知」とは、真理の探究心に裏打ちされた確かな知識・技術の修得、「徳」とは、幅広く深い教養と豊かな人間性を培うこと、「体」とは、健康で活力ある美しく強靱な心身を養うことを示す。つまり、知・徳・体の統合による全人教育が本学の建学の理念である。

第2代学長の安倍三史(学長在任:1977.7~1991.3)は、抽象的な理念をより具体的にするため、「本学の教育の標的は、知育・徳育・体育。新しい言葉で言えば、知性の上に理性、そして感性を蓄積させることである。基礎的知識も必要であるが、知的訓練も必要である。実験実習の中で知識を確かめることである。自分が有機的に吸収した知識を使い、どう自己表現するかを自分の頭で考え、自分の心と体で行動することである。人間の心のうずきの共感を通して良い医療人を育り上げるのが教育の狙いである。」と述べ、「建学の理念」を「知性と理性と感性に支えられた人間性豊かな医療人の育成」と表現し、一層の普及・推進に努めた。

また、高度情報・超高齢・生涯学習体系・グローバル化・進歩化、そして、学生主体の教育、患者主体の医療が問われる21世紀に向け、「魅力ある大学像」を指標とする「21委員会(1990.8~1993.3)」を組成し、大学改革に着手した。

「人生は感激。喜びと悲しみ、ほほえみと涙、それは人々の心を洗い、自分の人生のトーンを高くします。」(1981.3.20)とも述べたことから分かるように、「人間性豊かな医療人」を創り上げることが安倍学長の願いであり、誰より深く学生を愛し、機会あるごとに「よりよく生きよ」と語りかけた。このような建学の理念を下に、青年期の人格形成を重視し、学生の自立と自己実現を支援する教育を実施していく中で、本学の特色である家族的で温和な学風が形成されていった。かくして、本学を巣立った学生たちは、地域の医療に貢献する専門職業人として、高い評価を受けている。

2. 教育理念、教育目的、教育目標

第3代学長の富田喜内(学長在任:1991.4~1999.3)は、1991年:大学設置基準の大綱化、1993年:看護福祉学部の開設を契機に、21世紀へ向け「保健・医療・福祉系の総合大学」として発展を期するため、1993年には「建学の理念を前提とした将来における本学のあるべき姿」と「人間性を重視した思いやりのある医療人の将来像」との融合を「21委員会」において検討し、「教育理念」「教育目標」を標榜、「魅力ある大学づくり」の推進を図った。1998年には、「教育理念」「教育目標」の一層の普及・推進を図るため発足した「教育理念・目標の普及推進委員会(1996発足)」により改訂を行い、本学の「教育改革の指針」とした。現在の「教育理念」「教育目標」は、従来の志向を踏襲した上で、自主性、創造性、協調性の確立や国際社会への貢献を強調した内容である。またこれらに加え、2019年には「教育目的」を策定した。

教育理念

生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献することを本学の教育理念とする。

①「生命の尊重と個人の尊厳」

医療を担う者にとって、「生命の尊重」は最も基本的な原理であるが、今日では同時に、医療を受ける者の人格をも尊重しなければならない。つまり、生命の尊重と人格の尊重のバランスを図ることが大切であり、「学生中心の教育」の実践と「患者中心の医療」の推進が本学の教育の基本である。

②「保健と医療と福祉の連携・統合」

高齢化社会における医療は、単に診療のみならず、疾病予防やリハビリテーション、さらにはケアや福祉を含んだ、広範囲で包括的なものにならざるを得ない。よって「保健と医療と福祉の連携・統合」とは、これからの新しい医療理念であり、本学の教育は、この新しい理念の下に行われる。

③「人間性豊かな専門職業人を育成」

新しい医療・教育の推進を通して、人間性豊かな医療や福祉の専門職業人の育成を図ること、すなわち、知性・理性・感性の調和した人間を育成することが本学の教育の基本理念である。

④「社会に貢献する」

「人類あるところに医療あり」。医療や福祉の究極の目的は「人類の幸福」である。本学はこれから社会に貢献する大学を目指し、「地域社会ならびに国際社会に貢献する」職業人を育成していかなければならない。そのため、教育、研究、医療、文化等あらゆる場面において、地域社会及び国際社会との交流を深めていく必要がある。

教育目的

北海道医療大学の教育理念に沿って、幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成を本学の教育目的とする。

教育目標

- 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養
- 確かな専門知識および技術の修得
- 自主性・創造性および協調性の確立
- 地域社会ならびに国際社会への貢献

① 豊かな人間性の涵養

保健・医療・福祉の業務に携わる者にとって必要な、倫理観、責任感、人に対する「思いやり」や「やさしさ」等、幅広く深い教養と豊かな人間性を涵養する。

② 専門知識及び技術の修得

保健・医療・福祉へ生涯にわたり貢献できるよう、それぞれの専門知識及び技術を修得する。

③ 自主性及び創造性の尊重

科学技術の進歩や社会の変化に柔軟に対応し、やがて自ら新しい時代を切り開くことが出来るよう、学生の自主性及び創造性の確立を目指した教育を行う。

④ 社会の要請に的確に対応できる教育

教育の高度化、個性化、国際化、情報化、生涯学習の時代等、常に変化する社会の要請に的確に対応できる教育を推進し、地域社会及び国際社会に貢献することを目標とする。

3. 行動指針・目標

第4代学長の廣重力(学長在任:1999.4～2006.3)は、「選ばれる・魅力ある大学づくり」のため発足した「2008行動計画委員会(1998.4～2009.3)」での検討の中、21世紀に向けた本学の行動目標として、ケア・システムの体系的構築、即ち、「21世紀の新しい健康科学の構築」を本学の行動指針とし、「学生中心の教育と患者中心の医療の推進」「文理統合をベースにした個体差健康科学の構築」「社会と共生協働する自由で開かれた大学を志向」「組織は自律性を高め、構成員は、自律性、創造性を発揮」の4項目を設定した。また、2004年度からは中長期計画:「08計画(1999.4～2009.3)」の後半5年間における大学改革を「新5カ年行動計画(2004.4～2009.3)」として中期目標を策定、「教育-学生中心の教育」「研究-研究の個性化」「医療-患者中心の医療」「社会-社会への貢献」「組織-組織の活性化」の5つをキーワードに、「新医療人」を『文理統合をベースにした個体差健康科学の構築—これによる個体差医療の実践—を目指す若者たち』/『医療福祉分野における国家試験等を有する質の高い専門職業人であるばかりでなく、時代のニーズを先取りする先見性と特技(個体差医療科学の実践)を持ち、使命感に基づいた行動力を兼ね備えたリーダー的存在』と定義し、新たな行動目標「新医療人育成の北の拠点を目指して」をスローガンに掲げ、教育・研究・医療・社会貢献・健全財政の5項目について更なる大学改革を推進した。

行動指針

— 21世紀の新しい健康科学の構築 —

本学に対する社会の要請と期待に応えるため、社会と共生・協働する自由で開かれた大学を志向し、常に組織としての自律性・透明性を高めながら、構成員一人ひとりが自主性・創造性を発揮することにより「学生中心の教育」並びに「患者中心の医療」を推進しつつ、「21世紀の新しい健康科学の構築」を追究することを、本学の行動指針とする。

① 個体差医療時代の健康科学

21世紀は医療の個体差化が急速に進展するであろう。これまでの平均値医療から個体の特性に応じた個体差医療又は個別化医療の時代への移行が予想される。いわゆるレディメイドの医療からテイラーメイドの医療へと変身することが予想される。今、ケア・システムの科学体系を健康科学と呼ぶとすれば、健康科学も個体差の科学的根拠をベースに構築されなければならない。

② 文系と理系の統合

21世紀は、ヒトゲノムの解明によって人間の存在の物質的基盤が明らかにされると同時に、人間の人間たる所以、即ち「こころの問題」があらためて問い直されるであろう。新しい健康科学を構築する立場からこれをアカデミックにみれば、この問題は「こころと物質」をどのように科学的立場で結びつけるかが問われていることを意味する。あるいは「価値体系と自然科学系の統合」、平たく言えば「文系と理系の統合」が問われているということである。

第5代学長の松田一郎(学長在任:2006.4～2010.3)は、「廣重前学長が掲げた新医療人育成の北の拠点を目指すとする行動目標と個体差健康科学の理念を本学の基本的姿勢として継承したうえで、人間基礎教育、専門教育を含め、学部間の垣根を低くすることにより医療系総合大学としての強みを発揮し、『北』を北に位置するというだけの単一的文言ではなく、忍耐強くおらかな性質を育み、生きるための様々な知恵を与えてくれる『環境』・『恵み』として捉え、保健・医療・福祉の基本理念を自分自身の信念とする各分野でのプロフェッショナルを育成することが本学の使命であり、この目標を追いかける大学にしたいと心から念じている。」と就任挨拶で述べた。また、本学のあるべき姿を明確にするため、廣重前理事長のリーダーシップの下で組まれた中長期計画の骨格づくりを行う「特別プロジェクト(2007.9～2009.3)」の目標『「新医療人育成の北の拠点」たる大学づくり』、選ばれる大学として社会の要望に応える大学改革を推進するべく、「医療系ブランド人材育成(教育力向上)」、「キャンパス再構築」、「医療機関の将来展望」、「経営管理」の4つを柱とした中長期計画:「2020行動計画(2009.4～2020.3)」の目標『パラダイムシフトによる新医療人育成の北の拠点づくり』の実現に向けた様々な取組を行い、未来に向け勝ち残る大学を目指した。

第6代学長の新川詔夫(学長在任:2010.4～2016.3)は、「2020行動計画」を継承し、本学の提唱するスローガンに照らし合わせてそれを具体化する「見える化」を遂行、全体期間の第二四半期を迎えた推進フレームの再編(2012.5)を行い、一層豊かな改革の歩みに向け重点項目に即した様々な取組を実施している。「2020行動計画」の期間の折り返しを迎え、東郷重興理事長の下、これまでに築き上げてきた各プロジェクトの流れを尊重しつつ、計画の深化を推進した。

第7代学長の浅香正博(学長在任:2016.4～)は、「2020 行動計画」の期間満了に伴い、「全国的にブランド力がある医療系総合大学としての地位を確立する」をビジョンとする新たな中期計画を策定した(2020.3)。【「巻頭特集2」参照】

4. 三方針(北海道医療大学)

「2020行動計画:教育力向上PJ」において全学教育の実質化を目指して検討し、教育理念・目的に基づき、大学教育の根幹をなす「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」の三方針(北海道医療大学)を定め(2010.11 制定/2019.6 改定)、2019年6月には「学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」(次頁参照)を制定した。

なお、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表の促進を図ることを目的とした「学校教育法施行規則の改正(2010.6.15)」により、各大学等における「教育研究活動等の状況」に係る情報公表が義務化(2011.4.1～)されたことに伴い、各項目とともにホームページ上で公表している。

学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

北海道医療大学は、大学および各学部学科の教育理念・教育目的に基づいた教育目標の達成に向けて、全学教育および専門教育科目を履修し、保健・医療・福祉の高度化・専門化に対応しうる高い技術と知識、優れた判断力と教養を身につけ、各学部学科が定める履修上の要件を満たした学生に対して「学士」の学位を授与します。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

北海道医療大学は、教育理念にある「保健と医療と福祉の連携・統合」を基本として、確かな知識と技術、深い教養と豊かな人間性を持ち、広く社会に貢献できる専門職業人の養成に向けた教育課程を編成します。すなわち、幅広く深い教養と豊かな人間性・自立性・創造性・協調性の修得をめざす「全学教育科目」、および確かな専門知識と技術の修得をめざす各学部・学科の「専門教育科目」を適切に組合せた学士課程教育を提供します。

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

北海道医療大学は、「21世紀の新しい健康科学の構築」を追究し、社会の要請と期待に応えるため、豊かな人間性や協調性・創造性等に加えて、保健と医療と福祉に関して各学部学科の高度な研究に裏打ちされた専門性の高い教育を行います。本学卒業には各学部学科の「学位授与の方針」の要件を満たすこと、すなわち、全学共通基盤の知識・技術・態度が必要となるばかりではなく高度な専門性の修得が要求されます。そのため、各学部学科では学位授与の方針の要件をより効果的に達成しうる資質を持った人材の受入れについて「入学者受入れの方針」として定めています。

5. 諸方針

2016年度、「求められる教員像及び教員組織の編成」「学生支援」「教育研究等環境の整備」「国際化」「地域連携」「管理運営」「内部質保証」の各項目について、2017年4月には大学設置基準の一部改正により義務化された「スタッフ・ディベロップメント(SD)」についてそれぞれ本学の方針を定め、また2019年6月には「教育に関する基本方針」を定めた。

(1) 北海道医療大学の教育に関する基本方針

北海道医療大学は「保健・医療・福祉」に関連する学部学科(6学部9学科)および大学院(5研究科7専攻)より構成されています。これら各学部学科・研究科においては、本学の建学の理念である「知育・徳育・体育 三位一体による医療人としての全人格の完成」に則った教育理念・教育目的・教育目標を定め、それぞれの学問上の特性を踏まえた知識・技術・態度等の修得をもとにして学位の授与を行います。そのため、学位授与にふさわしい学修成果の明示(学位授与の方針 ディプロマ・ポリシー)、学修成果修得へ向けた教育活動(教育課程編成・実施の方針 カリキュラム・ポリシー)および学修成果達成に適切な資質を持った人材の受入れ(入学者受入れの方針 アドミッション・ポリシー)の三方針を定めます。

また、学修成果の質的水準の確保、学修成果の評価の実施方法に加えて恒常的な教育改善を目指して学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)を定めます。

学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)

北海道医療大学は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学生の学修成果を評価し、さらに恒常的な教育改善に資するために学修成果に関する「アセスメント・ポリシー」を定めます。入学時、在学時、卒業時の各段階で機関レベル(大学全体)、教育課程レベル(学部・学科)、および授業科目レベルの三つのレベルにおいて以下の各種指標の組合せで学修成果を検証します。ただし、授業科目レベルについては各種指標の中からシラバスに示す指標を用いて学修成果を評価します。

北海道医療大学アセスメント・ポリシーにおける各種評価指標

	入学時の指標	在学時の指標	卒業時の指標
機関レベル (大学全体)	入学試験 入学時アンケート 調査書等の記載内容 ジェネリック・スキル テスト	修得単位数 GPA 学生生活アンケート ジェネリック・スキル テスト 留年率 休学率・退学率	卒業試験 学位授与数 国家試験(資格試験) 就職率・進学率 卒業時アンケート 卒業率(留年率)
教育課程レベル (学部・学科)	入学試験 入学時アンケート プレイスメント・テスト (入学時テスト) 担任面談	定期試験 修得単位数 GPA 学生生活アンケート ジェネリック・スキルテスト 留年率 休学率・退学率 担任面談	修得単位数 卒業試験 学位授与数 国家試験(資格試験) 就職率・進学率 卒業時アンケート 卒業率(留年率)
授業科目レベル	入学前学習 授業課題レポート 小テスト	筆記・実技試験 課題・レポート ルーブリック 科目の合格状況 GP 出席率 授業アンケート 学修履歴(ポートフォリオ)	

(2) 求められる教員像及び教員組織の編成方針

本学は、「知育・徳育・体育 三位一体による医療人としての全人格の完成」を建学の理念として設立された。教育理念は、「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する。」こととし、そのための教育目標を以下のとおり定めている。

1. 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養
2. 確かな専門の知識および技術の修得
3. 自主性・創造性および協調性の確立
4. 地域社会ならびに国際社会への貢献

また、上記教育目標の具現化に向けて定められた「行動指針」においては、「学生中心の教育」ならびに「患者中心の医療」を推進しつつ、「21世紀の新しい健康科学の構築を追究すること」を明示している。これら教育目標および行動指針を基盤に、本学は求める教員像を以下のように定める。

自主性・創造性に優れ、「学生中心の教育」と「患者中心の医療」を担う教育・研究能力を有し、地域・国際社会への貢献が可能な人材を求める教員像とする。

1. 「全学教育科目」と各学部・学科の「専門教育科目」は、両者の適切なバランスと有効かつ緊密な連携を図ることが可能となるよう、各々適正な教員数を配置する。
2. 各学部・研究科の専門分野及び関連領域の研究を推進するとともにその研究の成果を学生の教育や国内外の社会へ還元するために必要な教員を配置する。(目標値: 女性研究者 33%以上 若手研究者 25%以上 外国人研究者 4%以上 研究補助者 6%以上)
3. 学生の個性に応じた修学支援、生活支援、進路支援に関する指導・助言を適切に行うために必要な教員組織を整備する。
4. 教員の募集・採用・昇任にあたっては、透明性、公平性を担保しつつも、従来の公募制に加え推薦制による候補者選考も可能とするなど、より適切で効率的な審査・選考方法を取り入れる。
5. 責任ある組織運営を行うため、学長はじめ学部長以下必要な役割分担と責任の所在を明確に定めた組織体制を整備する。一方、時代の状況、学生の状況は日々変化しており、これらに迅速に対応するため、その体制は柔軟に見直すものとする。
6. 大学の使命は教育・研究・社会貢献にあることを常に念頭に置きつつ、質の高い教育を実践し優れた研究成果を生むため、ファカルティ・ディベロップメントについて組織的かつ継続的に取り組む。

※各学部および研究科の教員組織の編成方針は本学ホームページ(http://www.hoku-iryu-u.ac.jp/summary/disc_data/hoshin-kyoin.pdf)を参照されたい。

(3) 学生支援に関する方針

本学の教育理念・教育目標等を基盤として、学生一人ひとりが学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるよう学生の支援に関する方針を以下のとおり定める。

< 修学支援に関する方針 >

1. 修学に関する相談体制と学生一人ひとりの学力に応じた修学支援体制を整備する。
2. 経済的に安定した学生生活を送るための支援として奨学金制度や学費減免制度を充実させる。
3. 障害のある学生に対する支援体制を整備する。

< 生活支援に関する方針 >

1. 学生の心身・健康管理に関する相談体制を整備する。
2. ハラスメントの防止に向けた取り組みを実施する。

< 進路支援に関する方針 >

1. 社会的・職業的な自立を支援するためのキャリア教育を実施する。
2. 進路選択に係る就職ガイダンス、キャリアデザイン講座、就職相談会等、各種就職支援プログラムの拡充に努める。

(4) 教育研究等環境の整備に関する方針

本学の教育理念・教育目標を実現するため、教育・研究・社会貢献の拠点としてふさわしいキャンパス施設・設備の充実を図るとともに、学生や教職員にとって安全・安心で利用しやすく、地球環境にも配慮した有効で適切な維持管理を行うことにより、教育研究環境を向上させることを目的として以下のとおり教育研究等環境の整備に関する方針を定める。

1. 施設・設備の整備・更新は本学の中長期計画を基本に、各年度の予算編成時に計画に基づき組み入れるものとする。中長期計画は、教育研究環境の変化に対応した見直しを常に行い、執行にあたっては、その妥当性を厳密に検証しながら実行するものとする。
2. キャンパスアメニティを充実し、学生の学修・生活環境の向上を図る。また、学生の能動的な学習を推進するため、ICTを活用した授業展開を可能とする施設設備の充実を図る。
3. 障害のある学生・教職員が安心してキャンパスで過ごせるようバリアフリー化を推進するとともにソフト面についても充実を図る。
4. 学内ネットワーク等の情報セキュリティを強化し、学内情報の保全および管理を徹底する。
5. 省エネルギー方策、二酸化炭素排出量管理、廃棄物管理など地球環境へ配慮した取り組みを継続する。
6. 教員の研究環境確保のため、研究費、研究室、研究時間の確保策を継続して実施するとともに、研究倫理の遵守や補助金を含む研究費の適正な執行を行うための必要な教育と啓発活動を推進する。また、各種規程に基づき研究費の適正な執行と管理を行う体制を整備する。
7. JRなど通学環境の改善を図るため、関係団体との協力関係強化を図る。

(5)国際化に関する基本方針

国際化の意義

本学は開学以来、「知育・徳育・体育」三位一体による医療人としての全人格の完成を目指した教育を建学の理念としてかかげ、北海道内最大規模の医療系総合大学として人間性豊かな職業人を養成し、地域社会に貢献してきた。さらに、近年積極的に海外の教育研究機関等との研究者・留学生等の受け入れを含め多様な学術交流関係を築いているところである。

世界における急速な人口の増加、特に高齢者数の増加等は、わが国のみならず各国で保健・医療・福祉等の対応においてきわめて大きな課題となっている。したがって本学は、国際社会と協調して人々の健康と安全とよりよい生活のために優れた人材養成を目指して教育研究の国際交流を促進するとともに、地域のみならず国際的にも貢献できることが期待される場所である。

今後の急速なグローバル化も視野に、本学の一層の国際化の方針を以下の通り定める。

1. 海外からの研究者・留学生に対する教育・研究環境整備
2. 研究者・留学生との交流の促進
3. 地域を含めた異文化交流の機会醸成
4. 外国語教育の充実

(6)地域連携に関する基本方針

本学の教育理念と行動指針を具現化するため、ここに北海道医療大学の地域連携に関する基本方針を定める。

1. 医療・保健・福祉に係る地域の「知の拠点」として、積極的に地域の活性化に係り、広く地域に開かれた大学を目指す。
2. 地域課題に関心を持ち、その解決に積極的に取り組むことのできる人材を育成する。
3. 地域社会の発展に貢献することのできる人材を育成するための質の高い教育・研究環境を整える。

(7)管理運営方針

本学の教育理念を実現するため、教学組織と事務組織それぞれの意思決定のプロセス、権限・責任ならびに大学運営の在り方を明確にするとともに、教職員で共有することを目的として、以下のとおり管理運営方針を定める。

1. 法人組織にあつては、理事長を議長とし法人の最終的な意思決定機関である理事会が、公共性、継続性、健全性を配慮した施策運営を行い、法人の継続的な発展を図る。
2. 教学組織にあつては、学長を議長とし北海道医療大学の最終審議機関である評議会が教育・研究・社会貢献に関する諸方策を遂行し、教育理念・目的の実現にあたる。
3. 法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務を円滑かつ効果的に行えるよう適切な事務組織を設け、法令遵守の下、最大の効果をあげるべく効率的な業務運営にあたる。
4. 大学の発展を支える専門的な知識・技能、高い業務遂行能力を備えた大学職員を育成するため、OJTとoffJTをバランスよく組み合わせた研修ならびに人事評価を通じて資質・能力・意欲の向上に努める。
5. 組織運営が適正に、そして確実・迅速に行われるように、学内諸規程の見直しを継続して行う。
6. 常に中長期計画の策定・更新を行う。予算編成にあつては、中長期計画をベースとしながら財政の健全性を維持し安定した財政運営を図っていく。収入については 授業料のみに偏ることなく、附属病院等の事業収入、寄付金収入等の増額等、収入源の多角化を図る。
7. 大学の諸活動について常に点検・評価を行い、その結果を広く公表することで、社会に対する説明責任を果たしていくものとする。

(8)内部質保証のための全学的な方針及び手続について

本学における内部質保証を推進するため、以下の通り方針を定める。

1. 内部質保証に関する本学の基本的な考え方

本学では、本学の教育理念・教育目的等を実現するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果に基づく改善を推進することにより、質の向上を図り、教育研究活動等が適切な水準にあることを自らの責任で説明し、証明していく恒常的・継続的プロセスのことを「内部質保証」という。

なお、内部質保証について、学園に所属する全ての教職員の理解を促し、組織的・継続的に取り組むものとする。

2. 内部質保証に係る組織と権限・役割分担

- (1) 本学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、点検・評価全学審議会(以下、「全学審議会」という。)とする。全学審議会は、大学全体の自己点検・評価を統括し、全学的な観点から自己点検・評価を実施する。
- (2) 全学審議会の下部組織として学部・研究科・専門学校・医療機関・附属研究所等の各部局(組織)ごとに点検・評価委員会(以下、「部局別点検・評価委員会」という。)を置き、部局別点検・評価委員会は当該部局に関わる事項について自己点検・評価を実施し、その結果を全学審議会に報告する。
- (3) 学部・研究科等の各部局の長は、自己点検・評価の結果に基づき、全学審議会より改善を要するとして指摘された項目について改善計画の策定及び改善を実施し、その結果について全学審議会に報告する。

- (4) 全学審議会は自己点検・評価及び改善計画の策定・改善の実施状況等に関する概要を記載した「自己点検・評価報告書」を毎年度作成し、本学ホームページ等において公表する。
- (5) 全学審議会は以上の自己点検・評価及び改善計画の策定・改善の実施に至るプロセスが全学並びに各部局において恒常的・継続的に実行されるように推進する役割を担う。また、部局別点検・評価委員会は、当該部局に関する点検・評価を実施し、改善を要する事項について当該部局の長を中心とした改善計画の検討及び改善の実施が適切に行われるよう推進する役割を担う。

3. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針

本学の教育活動における内部質保証の取り組みを恒常的・継続的に実践するため、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針を下記のとおり定める。

- (1) 建学の理念、本学及び各学部(学科)・研究科(専攻)の教育理念、教育目的等を実現するため、教育活動について大学全体、各学部(学科)・研究科(専攻)、授業科目の各レベルで企画・設計を行う。
- (2) 各レベルでの企画・設計に基づき、全学及び各学部(学科)・研究科(専攻)、各授業科目担当による具体的な運用を実施する。
- (3) 企画・設計及び運用の状況について、点検・評価全学審議会議及び各学部・研究科点検・評価委員会が中心となり、検証を行う。
- (4) 検証の結果及びアドバイザーボード等の指摘を踏まえ、大学全体・各学部・研究科等において改善方策を検討し、次年度以降の改善・向上につなげる。
- (5) なお、入学時、在学時、卒業時の各段階での学修成果については、「学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」に基づき検証を実施する。

(9) SD実施指針・方法

大学設置基準の一部改正により、2017年4月1日からSD(スタッフ・ディベロップメント)が義務化された。については、北海道医療大学のSD実施指針・計画について以下のとおり定める。

【SDの実施方針】

北海道医療大学は、建学の理念、教育理念、教育目標などに基づき、その使命を果たすために、本学を取り巻く環境の変化や高度化・複雑化する課題に対応していくことのできる職員組織を構築する。

そのため、本学として「求められる職員像」を掲げ、教育研究活動等の適切かつ効率的な大学運営を図るために必要な知識・技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための研修等を実施し、職員一人ひとりを育成する。

【SDの対象】

雇用形態にかかわらず北海道医療大学の運営を担う者を対象とする。

なお、職員には、事務職員のほか、役員、教育職員、技術職員、医療職員も含むものとする。

【北海道医療大学が求める職員像】

1. 教育機関に勤務する者としての自覚をもつとともに、建学の理念、教育理念、教育目標、3つのポリシーなどに対する理解に努め、それらに基づく姿勢・行動を取ることができる職員
2. 現状に満足せず、業務や組織のあり方を改善・改革していくための創造的な提案を行い、自ら実行できる職員
3. 本学および職員各自の目標に向かって、チームワークを重視することができる職員
4. 幅広い視野と高い専門性をもった職員

【SD実施方法】

①本学が主催する研修

本学の職員として必要な一般的な知識・技能、ビジネススキルなどの習得のための「基礎的研修」「ビジネススキル向上研修」、あるいは特定のテーマに特化した「テーマ別研修」を全般的に実施する。

また、一般職員については、職能資格等級に応じて段階的に「階層別研修」を、管理職については、政策立案、組織運営、マネジメントスキル、人材育成・管理などに関する「管理職研修」を実施する。

なお、若手職員の各種学内プロジェクトへの参画を促し、企画立案能力や政策提言能力、マネジメント能力を養成する。

②本学以外の機関又は団体が主催する研修等への派遣

階層別などにより体系的に実施される外部機関又は団体主催による「集合研修」へも職員の資質・能力の向上に資する機会として積極的に参加する。

その他、業務内容や職種に応じた必要な専門知識を習得するためのセミナー、講習会、研修などの「実務研修」へも適宜参加する。

③教職員各自が自発的に行う研修(自己啓発支援)

自己啓発及び自己の能力開発のために業務に関した知識・技能習得、資格取得を目的に実施する。

この研修は、大学の承認する各種研修の参加費補助や自主勉強会・研修会の実施費用補助を活用した自発的な研修などから構成される。

【SD実施計画】

北海道医療大学は、業務に即した職務遂行能力及び知識を修得するために、上記方針に基づき、下記内容の研修を実施する。

①大学の管理運営及び教育研究支援に必要な知識及び技能に関すること

- ②3つのポリシーに基づく大学の取り組みに関すること
- ③自己点検・評価と内部質保証に関すること
- ④教学マネジメントに関わる職員の育成に関すること
- ⑤大学教育改革に関すること
- ⑥学生の人間形成を図るために行われる正課外活動の諸活動における様々な指導、援助など学生の厚生補導に関すること
- ⑦業務領域の知見の獲得など専門知識の習得やスキルの向上、資格取得に関すること
- ⑧職員として求められるマネジメント能力、リーダーシップ、コミュニケーション能力、企画立案能力、課題発見・課題解決能力、業務改善力、事務処理能力等に関すること
- ⑨その他、職員の育成に関すること